

区分	所得等の区分		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度			
			法人特別税	法人特別税	法人特別税			
資本金又は出資金が1億円以下の普通法人等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.5%	37.0%	3.4%	43.2%	2.7%	81%
		所得のうち年400万円超年800万円以下	5.3%		5.1%		4.0%	
		所得のうち年800万円超	7.0%		6.7%		5.3%	
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	7.0%		6.7%		5.3%	
特別法人 ※医療法人、信用金庫、各種組合等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.5%	34.5%	3.4%	43.2%	2.7%	81%
		所得のうち年400万円超	4.9%		4.6%		3.6%	
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	4.9%		4.6%		3.6%	